【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為　）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七条各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、同項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定があつたことを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、同項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定があつたことを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、同項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定があつたことを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、同項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定があつたことを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する総理府令で定める金額は、千万円とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する総理府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（定款については、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（４　新設）

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】 （改正なし）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法　第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する通知書（以下「有価証券通知書」という。）は、第一条第一号に掲げる有価証券の発行者（以下「内国会社」という。）にあつては第一号様式、同条第二号に掲げる有価証券の発行者（以下「外国会社」という。）にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券通知書）

**第四条**　法第四条第四項の規定により提出する通知書（以下「有価証券通知書」という。）は、第一条第一号に掲げる有価証券の発行者（以下「内国会社」という。）にあつては第一号様式、同条第二号に掲げる有価証券の発行者（以下「外国会社」という。）にあつては第六号様式により作成しなければならない。

２　有価証券通知書には、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。